



やさしい手通信

H30. 4



【通所介護編】

① 生活機能向上連携加算の創設

→通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、**機能訓練のマネジメント**をすることを評価

<改定後>
生活機能向上連携加算 200単位/月 (新設)
※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月

② 心身機能の維持に係るアウトカム評価の創設

→自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、**ADL(日常生活動作)**の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

<改定後>
ADL維持等加算(I) 3単位/月 (新設)
ADL維持等加算(II) 6単位/月 (新設)

- 以下の要件を満たす通所介護事業所の利用者全員について、評価期間（前々年度の1月から12月までの1年間）終了後の4月から3月までの1年間、新たな加算の算定を認める。
- 評価期間に連続して6月以上利用した期間（注1）（以下、評価対象利用期間）のある要介護者（注2）の集団について、以下の要件を満たすこと。
 - ① **総数が20名以上**であること
 - ② ①について、以下の要件を満たすこと。
 - a 評価対象利用期間の最初の月において**要介護度が3、4または5である利用者が15%以上**含まれること
 - b 評価対象利用期間の最初の月の時点で、**初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内であった者が15%以下**であること。
 - c 評価対象利用期間の**最初の月**と、当該最初の月から起算して**6月目**に、事業所の機能訓練指導員が**Barthel Index(注3)**を測定しており、その結果がそれぞれの月に報告**されている者が90%以上**であること
 - d cの要件を満たす者のうち**BI利得(注4)が上位85%(注5)の者について、各々のBI利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したものが、0以上**であること。

注1 複数ある場合には最初の月が最も早いもの。
 注2 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
 注3 ADLの評価にあたり、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価するもの。
 注4 最初の月のBarthel Indexを「事前BI」、6月目のBarthel Indexを「事後BI」、事後BIから事前BIを控除したものを「BI利得」という。
 注5 端数切り上げ

○ また上記の要件を満たした通所介護事業所において評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、より高い評価を行う（(I)(II)は各月でいずれか一方のみ算定可。）。

③ 機能訓練指導員の確保の促進

→機能訓練指導員の対象資格に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加。個別機能訓練加算における同資格についても同様の取扱いとする。

④ 栄養改善の取組の推進

→外部の管理栄養士の実施でも算定。管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングに加算設定

<改定後>
栄養スクリーニング加算 5単位/回 (新設)
※6月に1回を限度とする

⑤ 基本報酬のサービス提供時間区分の見直し

現行の時間区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
時間区分		評価なし		3~5h		5~7h		7~9h	

↓

新時間区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
時間区分		評価なし		3~4h	4~5h	5~6h	6~7h	7~8h	8~9h

⑥規模ごとの基本報酬の見直し

〔例1〕通常規模型事業所 所要時間7時間以上8時間未満 要介護1 645単位 要介護2 761単位 要介護3 883単位 要介護4 1,003単位 要介護5 1,124単位 ⇒ 所要時間7時間以上9時間未満 要介護1 656単位 要介護2 775単位 要介護3 898単位 要介護4 1,021単位 要介護5 1,144単位		〔例2〕大規模型事業所（Ⅰ） 所要時間7時間以上8時間未満 要介護1 617単位 要介護2 729単位 要介護3 844単位 要介護4 960単位 要介護5 1,076単位 ⇒ 所要時間7時間以上9時間未満 要介護1 645単位 要介護2 762単位 要介護3 883単位 要介護4 1,004単位 要介護5 1,125単位 ⇒ 所要時間8時間以上9時間未満 要介護1 634単位 要介護2 749単位 要介護3 868単位 要介護4 987単位 要介護5 1,106単位	
〔例3〕大規模型事業所（Ⅱ） 所要時間7時間以上8時間未満 要介護1 595単位 要介護2 703単位 要介護3 814単位 要介護4 926単位 要介護5 1,038単位 ⇒ 所要時間7時間以上9時間未満 要介護1 628単位 要介護2 742単位 要介護3 859単位 要介護4 977単位 要介護5 1,095単位 ⇒ 所要時間8時間以上9時間未満 要介護1 611単位 要介護2 722単位 要介護3 835単位 要介護4 950単位 要介護5 1,065単位		〔例4〕地域密着型事業所 所要時間7時間以上8時間未満 要介護1 735単位 要介護2 868単位 要介護3 1,006単位 要介護4 1,144単位 要介護5 1,281単位 ⇒ 所要時間7時間以上9時間未満 要介護1 735単位 要介護2 868単位 要介護3 1,006単位 要介護4 1,144単位 要介護5 1,281単位 ⇒ 所要時間8時間以上9時間未満 要介護1 764単位 要介護2 903単位 要介護3 1,046単位 要介護4 1,190単位 要介護5 1,332単位	

⑦運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型通所介護のみ）

→現在認められていない複数の事業所の合同開催を一定要件下で認める。

⑧設備に係る共用の明確化

→サービス提供に支障がない場合は、基準上訪問・通所のサービスに規定がある事務室の他、基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であること明確化

⑨共生型通所介護

→障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定

⑩介護職員処遇改善加算の見直し

→介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）廃止。一定の経過措置期間設定。

4月編！

♪♪ 脳トレクイズ ♪♪

答えはページ下段にあります

- ① 「ランドセル」の起源は、江戸の侍が外国から荷物を運ぶ鞆「ランセル」を取り寄せたことに由来しますが、この外国とはどこ？・・・A:イギリス B:イタリア C:オランダ
- ② 「桜咲く」吉報にガッツポーズ。その起源となったガッツ石松さんは何の選手だった？
・・・A:相撲 B:ボクシング C:カーリング
- ③ 「八重桜」（花卉が多い桜）ではないものは？・・・A:八房桜 B:普賢象 C:松月
- ④ 桜餅の独特の芳香の成分は？・・・A:ネコリン B:ウマリン C:クマリン
- ⑤ 「さくら」と言えば何の肉？・・・A:猪 B:馬 C:鹿

やさしい手仙台デイサービスゆめふる中野栄

ホームページ <http://www.yasashiite-sendai.jp>

TEL 290-5901 FAX 290-5902



【ホームページ】



脳トレクイズの答え:①C:オランダ ②B:ボクシング ③A:八房桜 ④C:クマリン